令和８年（フ）第４９６号
静岡市葵区昭府１丁目15番11－９号
債務者　杉山なみ江
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８号
滋賀県栗東市高野552番地１（103号）　グレイスフル　シャンティ、前住所岐阜県瑞穂市十九条120番地２　ツーエム　Ａ－102号
債務者　澤田　　晶
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
大津市比叡辻二丁目14番１－Ａ503号
債務者　中村　仁駿
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
大津市今堅田二丁目６番14号　Ｂ202、前住所大津市大江七丁目８番５号　アセンブル高野105号
債務者　曽根　綾野（旧姓森田）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５２号
滋賀県草津市追分三丁目22番19－103号　草津ロイヤルマンション
債務者　奥野亜和子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５９号
大津市南志賀三丁目21番３－303号
債務者　藤田　憲吾
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
滋賀県野洲市上屋市有地　県営上屋団地Ｃ棟402号
債務者　戸叶　みほ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
大津市木下町３番５－101号　ハウゼエル、前住所高松市屋島西町1918番地１　パラシオ百石201
債務者　中越　　央
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８８号
滋賀県甲賀市水口町八田194番地、住民票上の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸472番地
債務者　角　　一樹
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９３号
滋賀県湖南市岩根499番地146（１－506号）
債務者　中原　マサトこと　ダ　シルバ　ナカハラ　ファビオ　マサト
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９６号
大津市本宮二丁目６番45号
債務者　児玉防災こと　児玉　守弘
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９９号
滋賀県草津市野村六丁目９番33－201号　メイプルハイツ
債務者　Ｂｅａｕｔｙ　ｓａｌｏｎ　Ｊ＋ｂｔｃこと　福井栄美子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２０号
滋賀県草津市南笠町1079番地９、前住所滋賀県草津市渋川一丁目４番21号
債務者　涌井　龍一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４３号
大津市錦織二丁目８番27号　ツインメゾン錦織１、前住所大津市下阪本一丁目48番35号
債務者　寺本登美子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４９号
滋賀県湖南市菩提寺東一丁目５番11号
債務者　橋本みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５１号
大津市三大寺10番５－401号　ビレッジハウス瀬田
債務者　内山　理世
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５６号
大津市杉浦町23番36号
債務者　松吉　幸治
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大津地方裁判所民事部